

学校間総合ネット接続要領

1 目的

本要領は岐阜県教育委員会が定める「学校間総合ネット利用規定」に基づき、岐阜県内の学校等の教育機関（県立学校を除く。）の「学校間総合ネット」への接続について定めるものである。

2 接続申請

- (1) 学校組合立を含む市町村立の教育機関が接続を申請する場合は、所管する教育委員会が第12号様式により接続する1ヶ月前までに岐阜県教育委員会教育研修課長（以下「管理者」という。）に申請することとする。
- (2) 私立を含むその他の教育機関が接続を申請する場合は、所管する課が第13号様式により接続する1ヶ月前までに管理者に申請することとする。
- (3) 申請内容に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、第14号様式により管理者に届け出ることとする。

3 接続の要件

各教育機関は、次の要件を満たして「学校間総合ネット」に接続することとする。

- ・岐阜情報スーパーハイウェイの設備（以下「県整備機器」という。）を通して「学校間総合ネット」に接続すること。
- ・市町村立の教育機関は、市町村の教育用イントラネットを経由して接続すること。ただし、平成18年度末までは、岐阜県が整備した回線により接続してもよい。
- ・各教育機関は、接続するネットワーク内の機器を学校間総合ネットのアドレス体系にあわせて接続する、もしくはIPアドレス変換機能を介して接続すること。
- ・教育機関のネットワークのセキュリティ対策は、各教育機関が整備すること。

4 費用負担

- (1) 「学校間総合ネット」への接続および通信にかかる費用は、各教育機関の負担とする。
- (2) 別表に示す「学校間総合ネット」のサービスの利用料は無料とする。

別表

名称	内容
教職員用電子メール	岐阜県内の教職員用電子メールの管理・運用
開放型学校メール	岐阜県内の公立学校の電子メールの管理・運用
教育用コンテンツの提供	教育用コンテンツの蓄積・配布・流通
メーリングリスト作成	メーリングリストの作成